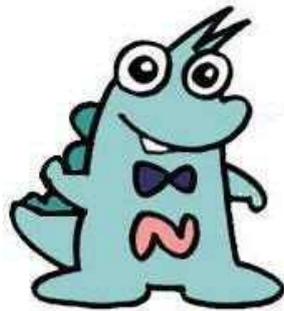


日進市住民投票条例 解説書



ニッシー

令和5年10月改訂版
日進市



目次

第1条	目的	1
第2条	住民投票の対象	1
第3条	投票資格者	3
第4条	住民投票の請求及び発議	3
第5条	住民投票の形式	5
第6条	代表者証明書の交付等	6
第7条	住民投票の執行	7
第8条	投票資格者名簿	7
第9条	投票資格者でない者の投票	8
第10条	投票日	8
第11条	投票所等	9
第12条	投票の方法	10
第13条	投票所における投票	10
第14条	期日前投票等	11
第15条	無効投票	11
第16条	情報の提供	11
第17条	投票運動	12
第18条	投票結果の告示等	13
第19条	結果の尊重	13
第20条	再請求等の制限期間	14
第21条	委任	15
附則		15

(目的)

第1条 この条例は、日進市自治基本条例（平成19年日進市条例第24号。以下「自治基本条例」という。）第26条第4項の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定めることにより、住民の意思を市政に的確に反映させ、市民主体の自治を推進することを目的とする。

【解説】

○平成19年に制定された日進市自治基本条例では、住民投票について、請求に必要な署名の数や投票権を有する者の年齢などの、実施に関する具体的な必要事項については、「別に条例で定める」こととしています。

○この条例は、住民投票の具体的な必要事項を定め、署名の数など請求の要件さえ満たせばいつでも実施できる、いわゆる「常設型」の住民投票制度を整備することにより、自治基本条例第1条に掲げられている「市民主体の自治の実現」を図るものです。

【日進市自治基本条例（抜粋）】

(住民投票)

第26条 市長は、日進市に関わる重要な事項について、住民の意思を確認するために、住民投票を実施することができます。

- 2 住民投票は、住民、市議会又は市長の発議があったときに実施します。
- 3 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 4 前3項に規定する住民投票の発議、投票資格者その他住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(住民投票の対象)

第2条 住民投票の対象となる自治基本条例第26条第1項に規定する日進市に関わる重要な事項は、市及び住民全体に直接の利害関係を有するもので、住民にその賛否を問う必要があると認められる事項をいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (2) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項

【解説】

○自治基本条例第26条第1項に規定されている「日進市に関わる重要な事項」は、市及び住民全体に直接の利害関係を有するものであって、住民に

直接その賛否を問う必要があると認められるものとしてします。

○何がこれに該当するかは個々の事案ごとに判断することになりますが、「投票資格者の6分の1以上の署名を集めることができた事案」や「議会で過半数の議決があった事案」は、まさに「日進市に関わる重要な事項」であると考えられます。

(第1号)

○既に法令上で住民投票が規定されているものについては、この条例に定める住民投票制度ではなく、法令に基づく手続により投票を請求することができるため対象から除きます。

【例】

- ・ 罷免（リコール）（地方自治法第76、80、81条）
- ・ 合併協議会の設置の賛否を問う住民投票（市町村の合併の特例等に関する法律第4条）

(第2号)

○地方自治法第74条に規定する直接請求において「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料」が対象外とされていることから、これらについても投票の対象から除外します。

○なお、地方自治法において対象外とされているのは、市民の負担が軽くなることのみをもって誰からも賛成が得られやすいものであり、その結果が当該団体の財政に与える影響について十分検討されないままに容易に請求が成立する可能性があるためです。

【例】

- ・ 市民税の税率の引下げ
- ・ 公共施設の使用料の引下げ

【日進市自治基本条例（抜粋）】

（住民投票）

第26条 市長は、日進市に関わる重要な事項について、住民の意思を確認するために、住民投票を実施することができます。

2～4 （略）

(投票資格者)

第3条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、本市に住民票が作成された日(他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日)から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者は、住民投票の投票権を有しない。

【解説】

(第1項)

○住民投票の投票資格者を明らかにするものです。投票資格者は、公職選挙法と同様に3か月以上市内に住所を有している満18歳以上の者となります。

(第2項)

○第1項の要件を満たす者であっても、禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者や公職選挙法に基づき選挙犯罪を犯した者等は投票資格を有しません。

(住民投票の請求及び発議)

第4条 投票資格者は、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、住民投票を発議し、その代表者から市長に対し、書面によりその実施を請求することができる。

2 市議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、議決された事項について、市長に対し、書面により住民投票の実施を請求することができる。

3 市長は、自ら住民投票を発議すること(以下「市長発議」という。)ができる。

4 市長は、第1項の規定による住民からの請求(以下「住民請求」という。)若しくは第2項の規定による市議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったとき又は前項の規定により市長発議を行ったときは、直ちにその要旨を公表するとともに、日進市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」と

いう。)の委員長にその旨の通知をしなければならない。

- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、既に住民投票の請求又は発議に係る手続が開始されている場合において、当該手続が行われている間は、当該住民投票に付そうとされ、又は付されている事項と、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、住民請求、議会請求及び市長発議を行うことはできない。
- 6 第1項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「条例の制定又は改廃の請求者」とあるのは「住民投票の請求者」と、「選挙権を有する者」とあるのは「投票資格者」と、「選挙人名簿」とあるのは「投票資格者名簿」と読み替えるものとする。

【解説】

○自治基本条例第26条の規定に基づき、投票資格者（住民）、議会、市長の三者が発議できること及びそれぞれの発議に係る要件等を定めています。

（第1項）

○投票資格者は、条例第6条第1項に基づく請求代表者たる資格の確認を受け、発議に必要とされる署名を収集すれば、市長に住民投票の実施を請求することができます。

○投票資格者の発議に必要な署名者数については、法令で定められている住民投票の実施に必要な署名数や他の自治体の事例を参考とし、また、署名数による住民投票の重みや発議の乱発防止という点も十分に考慮した上で、投票資格者総数の6分の1以上とします。

【参考】

- ・ 罷免（リコール） 「1/3以上」（地方自治法第76、80、81条）
- ・ 合併協議会の設置の賛否を問う住民投票 「1/6以上」（市町村の合併の特例等に関する法律第4条）
- ・ 条例制定改廃を求める直接請求 「1/50以上」（地方自治法第74条）

（第2項）

○市議会は、地方自治法第112条と同様に議員定数の12分の1以上の賛成を得て提案され、議決を経た事項について、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

(第3項)

○市長は選挙で選出された独任制の機関であり、自らの意思で住民投票を発議することができます。

(第4項)

○住民投票の実施が決定したときは、市長は、ホームページなどでその要旨を公表し、同時に、事務を委任する選挙管理委員会に通知します。

(第5項)

○実質的に同一の内容について同時又は短期間に続けて住民投票を実施しても、同様の投票結果になることが予想されます。そのため、特定の事案について発議され、手続が進められているときは、実質的に同一の内容の発議又は請求は認めません。

○この規定では、設問が全く同一であることまでは要件としていません。設問の表現に差異があったとしても、同旨の事項と認められる場合には、この規定に該当するものとして、発議ができません。

(第6項)

○住民投票の実施を請求する際に必要な署名の収集方法は、地方自治法に定める直接請求の手続と同様に行います。

【日進市自治基本条例（抜粋）】

(住民投票)

第26条 市長は、日進市に関わる重要な事項について、住民の意思を確認するために、住民投票を実施することができます。

2 住民投票は、住民、市議会又は市長の発議があったときに実施します。

3～4 (略)

(住民投票の形式)

第5条 前条に規定する住民請求、議会請求又は市長発議による住民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求され、又は発議されたものでなければならない。

【解説】

○住民投票制度は、住民に直接意思を確認し、その結果により市長や議会が意思決定を行っていくことを目的とした制度であるため、投票結果に様々な解釈の余地が生じないように、各主体からの発議又は請求に当たっては、賛成又は反対を問う形式により行います。

(代表者証明書の交付等)

第6条 第4条第1項の規定により住民請求をしようとする者の代表者（以下「請求代表者」という。）は、市長に対し、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書をもって請求し、かつ、請求代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、請求代表者が申請の日現在において投票資格者であることを確認したときは、速やかに請求代表者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の6分の1の者の数を請求代表者に通知し、かつ、その数を告示しなければならない。

【解説】

○投票資格者が、発議の主宰者として住民投票実施の本請求に向けた署名収集などの手続を進めるに当たっては、市長から代表者証明書の交付を受け、その旨を告示される必要があり、そのための申請や交付に関する手続等について定めています。

(第1項)

○投票資格者が請求代表者になるためには、市長に対し、代表者証明書の交付申請を行う必要があります。

(第2項)

○市長は、提出された文書に基づき、住民投票に付そうとする事項が二者択一になっているか等、必要条件を満たすことが確認できたときは、申請人に対して代表者証明書を交付し、その旨を告示します。

(第3項)

○市長は、代表者証明書の交付の際には、請求代表者が速やかに署名収集の活動を開始できるように、請求代表者に対して、本請求に必要な代表者証

明書の交付申請の日現在における投票資格者総数の6分の1の数を通知するとともに、広く住民に知らしめるため、その数を告示します。

(住民投票の執行)

第7条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

【解説】

(第1項)

○自治基本条例で「市長は、住民投票を実施することができます」と規定しており、住民投票の執行者は市長となります。

(第2項)

○投票資格者名簿の調製や管理、投票・開票の事務手続などは、選挙とほぼ同様です。そのため、選挙におけるこれらのノウハウをもつ選挙管理委員会にその事務を委任することが効率的です。

(投票資格者名簿)

第8条 選挙管理委員会は、別に規則で定めるところにより投票資格者名簿(第6条第1項の代表者証明書の交付の申請があった日現在における投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。)を調製し、保管しなければならない。

2 選挙管理委員会は、住民投票を行う場合においては、別に規則で定めるところにより第10条第2項の規定による告示の日の前日(年齢については、当該住民投票の期日)現在における投票資格者を投票資格者名簿に登録しなければならない。

3 選挙管理委員会は、第10条第3項の規定により住民投票の期日を変更したときは、同条第4項の規定による告示の日の前日(年齢については、当該変更後の住民投票の期日)現在における投票資格者を投票資格者名簿に登録しなければならない。

【解説】

○投票資格者名簿(以下「名簿」という。)の調製や保管は、選挙管理委員会が行います。

(第1項)

○選挙管理委員会は、住民投票の請求に必要な署名数となる投票資格者の総

数の6分の1の数を把握するため、代表者証明書の交付の申請があった日現在により、名簿の登録を行います。

(第2項)

○選挙管理委員会は、住民投票を実施する際には、投票の資格を有する者ができる限り登録できるように、投票日を告示する日の前日現在で名簿の登録を行います。

(第3項)

○選挙管理委員会は、投票日を変更したときは、その旨を告示する日の前日現在で名簿の登録を行います。

(投票資格者でない者の投票)

第9条 投票資格者名簿に登録された者であっても投票日の当日（第14条の規定による投票にあつては、投票しようとする日）に投票資格者でない者は、投票をすることができない。

【解説】

○適法に名簿に登録されていても、投票の当日に投票資格を有しない者については投票できません。例えば、名簿に登載されていても、投票の当日に市外に転出している者などは投票することができません。

(投票日)

第10条 選挙管理委員会は、第4条第4項の規定による通知があつたときは、その旨を告示し、その日から起算して30日を経過し、90日を超えない範囲内において住民投票の期日（以下「投票日」という。）を定める。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

3 選挙管理委員会は、第1項の規定により定めた投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、愛知県の議会の議員若しくは長の選挙、本市の議会の議員若しくは長の選挙又は国民投票が行われるとき、その他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができる。

4 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を変更したときは、変更後の投票日とその変更理由を付して速やかに告示しなければならない。

【解説】

(第1項)

○選挙管理委員会は、市長から住民投票を実施する通知があった場合、その旨を告示します。

○「通知のあった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲内」としたのは、投票所の開設準備、投票資格者名簿の作成、投票・開票事務従事者の確保、投票用紙等の印刷、開票機材等の準備等に、最低1か月程度の期間が必要と見込まれるからです。

また、投票に当たっては、市民への十分な情報提供や、市民の間での十分な議論が必要不可欠だからです。

(第2項)

○選挙管理委員会は、投票日を定めた場合は投票日の7日前までに告示します。

(第3項)

○住民投票の投票日に国や地方の選挙が行われることとなったときは、選挙管理委員会は投票日を変更することができます。

○これは、選挙期間中の住民投票の投票運動が公職選挙法に抵触する懸念もあることなど、選挙運動や投票において有権者の混乱が生ずることが考えられるため、投票日が重ならないよう規定したものです。

(第4項)

○選挙管理委員会は、投票日を変更した場合は速やかに告示します。

(投票所等)

第11条 投票所及び第14条に規定する期日前投票の投票所（次項において「期日前投票所」という。）は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、投票日の5日前までに投票所を、前条第2項の規定による告示の日に期日前投票所をそれぞれ告示しなければならない。

【解説】

(第1項)

○投票所と期日前投票所の場所は、選挙管理委員会が定めますが、基本的には直近に行われた選挙の投票所と同様とします。

(第2項)

○選挙管理委員会は、投票日の5日前までに投票所を告示します。「5日前ま

でに」というのは、公職選挙法の規程による選挙の投票所の告示と同じものです。

また、期日前投票所については、投票日を告示する日にあわせて告示します。

(投票の方法)

第12条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、住民投票に係る事項に賛成するときは投票用紙の投票欄に○の記号を、反対するときは投票用紙の投票欄に×の記号を自ら記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○又は×の記号を記載することができない投票人は、別に規則で定めるところにより代理投票又は点字投票をすることができる。

【解説】

(第1項)

○住民投票は、選挙と同様に1人1票の秘密投票とします。秘密投票については、憲法第15条第4項で、「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。」と規定しています。

(第2項)

○投票方法は、投票用紙に「賛成」「反対」などと記載するのではなく、あらかじめ「賛成」「反対」などの選択肢が印刷された欄に「○印」「×印」を記載します。記載方法を簡単にすることにより、開票作業時間の短縮や無効投票の減少が期待できます。

(第3項)

○身体の故障や字が読めないことなどにより、自書することができない者は、選挙と同様に代理投票をすることができます。

(投票所における投票)

第13条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

【解説】

○選挙人の投票の手続に関しては、公職選挙法で、選挙の当日投票しなけれ

ばならないこと、本人が自ら投票所に行き投票をしなければならないこと、選挙人名簿又はその抄本との対照を経て投票をしなければならないことを定めていますが、住民投票においても同様の手続をします。

(期日前投票等)

第14条 投票人は、前条の規定にかかわらず、別に規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票をすることができる。

【解説】

○職務や疾病などにより、投票日に投票所へ行けない者や身体に重度の障害がある者等は、投票日の前でも投票できるとする公職選挙法における期日前投票と不在者投票の制度を住民投票にも設けます。

(無効投票)

第15条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○又は×の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○又は×の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○又は×の記号のいずれも記載したもの
- (5) ○又は×の記号のいずれを記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

【解説】

○投票の形式的無効要因を例示的に列挙しています。

(情報の提供)

第16条 市長は、住民投票を実施するときは、当該住民投票に関し必要な情報を広報紙等により提供しなければならない。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に際しては、住民投票に係る事項についての中立性の保持に留意しなければならない。

【解説】

(第1項)

○住民が自らの明確な意思に基づき投票するためには、付議事項にかかわる事業等の目的、意義、費用、市民生活への影響等を踏まえ、どのよう

な点が住民投票のポイントであるのかということ十分に把握できている必要があります。そして、住民の間で十分な議論を重ねた上で実施されることが重要です。

○何よりも付議事項に関する多くの情報を有しているのは市であるため、市が積極的に情報提供を行うことは、付議事項に関する住民の理解を深める上でとても重要と考えます。

○周知の手段としては、市役所等での資料の提供、住民投票広報の発行、パンフレットの作成、ホームページへの掲載、マスコミへの情報提供などが考えられます。

(第2項)

○市長からの一方的な情報提供とならないよう公平性・中立性に十分配慮した上で情報提供をすることを義務付けたものです。

○市長は、この規定に基づき、情報提供に当たっては、住民が適切な判断を行えるよう、投票日等の事務的な情報だけではなく、賛成・反対両面からの意見を広報等に掲載すること等に十分留意することとします。

(投票運動)

第17条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、プライバシーを干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

【解説】

○住民投票において、住民が投票の対象事項について熟慮し、適切な判断を行うための情報を得るには、その前提として投票の対象事項に関する住民の自由で活発な議論が必要となります。

○しかし、そのためであっても、買収、脅迫等の行為は市民生活を脅かし、市民の間の健全な議論を阻害するため、注意喚起を行う必要があることを規定したものです。

○なお、住民投票は、公職選挙法が適用されないため、同法の罰則に関する規程は適用されません。

○結果の尊重義務にとどまる非拘束型の住民投票においては、罰則まで設けるのは適当でないと考え、倫理規程にとどめています。

(投票結果の告示等)

第18条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。

2 市長は、住民請求に係る住民投票について前項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに当該住民請求に係る代表者に通知しなければならない。

3 市長は、議会請求に係る住民投票について第1項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに市議会に通知しなければならない。

【解説】

○住民投票の結果等の告示と通知の手続について規定しています。

(第1項)

○選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、そのことを広く住民に知らしめるため、直ちに告示し、同時に市長にその内容を報告します。

(第2項)

○市長は、住民請求により実施した住民投票の結果の報告を受けたときは、住民投票の請求代表者にその内容を通知します。

(第3項)

○市長は、議会請求により実施した住民投票の結果の報告を受けたときは、市議会の議長にその内容を通知します。

(結果の尊重)

第19条 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

【解説】

○市議会と市長が投票結果を尊重することについては、自治基本条例第26条に規定されています。

○「尊重」とは、単に投票結果を参考とすることにとどまらず、投票結果を慎重に検討し、十分な考慮をしながら、市議会と市長が意思決定を行っていくことと考えます。このため、市議会と市長は、それぞれの意思決定について、住民に対する十分かつ明確な説明責任を果たす必要があります。

○住民投票の結果は、本来、誰もが尊重すべきものであるが、市議会・市長と住民とではその責任の重さが異なり、また、住民投票は、市議会と市長の意思決定にその投票結果を反映させるものであるという点を考慮する必要があります。このことから、自治基本条例第26条でも、投票結果を尊重するとされているのは市議会と市長であり、住民に対する尊重義務は規定されていません。

【日進市自治基本条例（抜粋）】

（住民投票）

第26条 市長は、日進市に関わる重要な事項について、住民の意思を確認するために、住民投票を実施することができます。

2 住民投票は、住民、市議会又は市長の発議があったときに実施します。

3 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

4 （略）

（再請求等の制限期間）

第20条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について住民請求、議会請求及び市長発議を行うことはできない。

【解説】

○住民投票を実施した場合、余程の状況の変化がない限り短期間で住民の総意が変化することは考えにくいことです。また、短期間に住民投票が繰り返されると市の財政に過大な負担が生じます。

○一方で、同一の事案について再度の投票を認めないとすると、その後の社会情勢の変化に対応できないこととなります。結果の安定を図りながら社会情勢の変化にも対応できるようにするため、2年程度の制限期間を設けています。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

【解説】

○この条例の施行に関して必要となる規則等については、別に定めるよう規定しています。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【解説】

○住民への周知期間などを考慮し、この条例は、平成25年4月1日に施行されました。

日進市住民投票条例解説書

令和5年10月改訂版

発行：日進市

編集：日進市総合政策部企画政策課

住所：〒470-0192

愛知県日進市蟹甲町池下268番地

電話：0561-73-3176 FAX：0561-73-6845

メール：seisaku@city.nisshin.lg.jp

HP：https://www.city.nisshin.lg.jp

